

横浜市骨髄移植ドナー助成金交付要綱

制定 平成 31 年 3 月 13 日健保事第 3817 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という）の提供を完了した者（以下「ドナー」という）に対し、横浜市骨髄移植ドナー助成金を交付することにより、ドナーの経済的負担を軽減し、骨髄等の移植の推進及びドナー登録者の増加を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第 2 条 助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当するドナーとする。ただし国、地方公共団体、独立行政法人に勤務する者を除く。

- （1）骨髄等の提供を行った時点において、本市に住所を有する者
- （2）この要綱による助成と同様の趣旨の他の助成等を受けていない者

（助成金額）

第 3 条 助成金額は、次に定める骨髄等の提供に係る通院、入院又は面接に要した日数に 2 万円を乗じて得た額とする。ただし、助成の対象となる通院等の日数は、1 人 1 回の提供につき、通算して 7 日を限度とする。

- （1）健康診断のための通院
- （2）自己血貯血のための通院
- （3）骨髄等の採取のための入院
- （4）その他バンクが必要と認める通院、入院及び面接

（助成申請）

第 4 条 助成を受けようとする者は、医療機関での骨髄等の提供が完了し、当該医療機関を退院した日の翌日から起算して 1 年以内に、横浜市骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- （2）住民票の写し
- （3）健康保険証の写し

（交付決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、助成の可否を決定し、横浜市骨髄移植ドナー助成金交付・不交付決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知し、交付決

定した場合は助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降のドナーから適用する。